

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

<p>3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期</p>
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内発生早期（県内未発生期） 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。 ・ 県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が緊急事態宣言を行った場合は、市内、及び県内発生状況等を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内や県内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内や県内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施するよう要請する。 5) 市内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

[対策の決定]

○国内発生早期（県内未発生期）

- ・ 市は、国内で最初の患者が発生した旨の連絡を受けた場合には、速やかに担当者会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・ 市は、国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置する。

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

○県内発生早期（最初の国内患者の発生が本県の場合を含む。）

- ・県内で初めて患者が発生した場合には、直ちに、市対策本部会議を開催し、状況を確認するとともに、当面実施すべき具体的な対策を決定する。必要に応じて、市対策本部会議の前に大網白里市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下、「市連絡会議」という。）を開催し、情報の共有等を図る。

（2）情報提供・共有

〔情報提供〕

- ・市は、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があり、感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの个人防护を行うことが必要であることを市民に周知する。
- ・市は、県等と連携して、国等からの情報等をもとに、国内・県内での発生状況や具体的な対策等について、対策の実施主体等を明確にしながらかかりやすく詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行うとともに、ホームページ等により、国のQ&A等を関係機関や市民に周知する。
- ・市は、県と連携して学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に市民に提供する。
- ・市は、対策本部に広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対象の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

〔情報共有〕

- ・市は、インターネット等を活用し、国や県、関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。

〔相談窓口の充実・強化〕

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口を充実強化するとともに、国からQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

（3）まん延防止に関する措置

〔県内でのまん延防止対策〕

○国内発生早期（県内未発生期）

- ・県及び市は、県内発生に備え、引き続き、海外発生期の対策を行う。

○県内発生早期（最初の国内発生が本県の場合を含む。）

- ・県は、県内で患者が発生した場合は、国へ報告するとともに、感染症法に基づ

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

き、新型インフルエンザ等の患者への対応（入院措置、治療、積極的疫学調査等）や患者の接触者への対応（外出自粛要請、健康調査の実施、有症時の対応指導等）等を行うことで、まん延防止対策を図る。市は、必要に応じて、適宜、協力する。

・市は、県等と連携し、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

① 市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

②事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

③ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

④公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策を呼びかけるよう要請する。

・市は、県等と連携し、病院、高齢者や障害者の施設等、重症化の要因となる基礎疾患を有する者が集まる施設や、治療や感染の拡大防止に困難を伴う者が入所する施設、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

① 県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

・住民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

・学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 新型インフルエンザ等が、県内において、世界で初めて確認された場合、県は地域における重点的な感染拡大防止策の実施の可否についての国の検討を基に、国と連携して、措置を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

（４）予防接種

（住民接種）

- ・市は、県と連携して、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。
- ・市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、山武郡市医師会や関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を県や国に提供する。
- ・市は、接種の実施にあたり、国、県と連携して、健康福祉センター（保健所）・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・市は、国が基本的対処方針の変更を行ったのち、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する市民に対する臨時の予防接種を実施する。

（５）医療

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[医療体制の整備]

- ・県は、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。）における相談体制を、海外発生期に引き続き継続し、国の要請により、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

[患者への対応等]

- ・県は、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ・県は、感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の症例定義により患者

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

（疑似症患者を含む。）と診断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう周知する。

- ・ 県は、国と連携し、必要と判断した場合には、県衛生研究所で新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、原則として県内での患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。
- ・ 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応等を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

[医療機関等への情報提供]

- ・ 県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

[抗インフルエンザウイルス薬]

- ・ 県は、県内感染期に備え、医療機関等に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請する。
- ・ 県は、引き続き、医薬品卸売販売業者等に抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導するとともに、県内の在庫量の把握を行う。

[医療機関・薬局における警戒活動]

- ・ 県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・ 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

[事業者の対応]

- ・ 県は、国から要請があった場合、県内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[市民・事業者への呼びかけ]

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。
- ・ 県は、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止につい

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

て、国が事業者に対して行う要請に協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、県は上記の対策に加え以下の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

①事業者の対応等

指定（地方）公共機関は業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国が行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

①-2電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

①-3運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

②サービス水準に係る市民への呼びかけ

県及び市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③ 緊急物資の運送等

・ 県は緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

- ・ 県は緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県及び市は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑤ 犯罪の予防・取締り

- ・ 県は国の指導・調整により、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

Ⅲ 各段階における対策

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期